

蓄電システムの導入支援について

1 事業の趣旨

中野区環境基本計画（第3次）に定める「環境負荷の少ない低炭素社会」の実現を目指し、中野区の地球温暖化防止に資する再生可能エネルギー利用の推進及び区民の環境意識の向上に寄与するため、蓄電システムの導入補助事業を実施する。

2 補助事業の内容

(1) 補助要件

ア 新品であり、蓄電池容量が4kwh以上であること。

イ 当該蓄電システムと連携する太陽光発電設備を既に設置または同時に設置したものであること。

(2) 補助対象経費

設備費（本体機器、周辺機器）及び設置工事費

(3) 補助の手続き

蓄電システム設置後の申請とし、先着順に申請書類を審査のうえ補助する。

(4) 補助額及び見込み件数等

1戸（団体）あたり：10万円（130件）

※予算が上限額に達した時点で受付終了

3 補助対象者

(1) 区内に居住する者、または区内にある集合住宅の共用部分において使用する目的で機器等を設置した管理組合等

(2) 区内に所有する町会会館等の共有部分に使用する目的で機器等を設置した町会、自治会等

4 今後の予定

令和2年3月 制度概要広報（区報・ホームページ等）

7月 申請受付開始（令和2年度設置分）